繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた総合対策の推進上の留意事項について

令３．３．12　　警察庁丙生企発第23号、丙少発第3号、丙保発第1号、丙総発第3号、丙企画発第11号、丙人発第37号
丙会発第25号、丙刑企発第16号、丙支発第1号、丙組企発第2号、丙暴発第1号、 丙薬銃発第1号、丙国捜発第17号、丙交企発第21号
丙交指発第2号、丙規発第4号、丙備企発第35号、丙外事発第6号、丙情企発第26号、丙情解発第4号
生活安全局長、長官官房長、刑事局長、交通局長、警備局長、情報通信局長から各都道府県警察の長あて

（概要）

繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた総合対策については、「繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた総合対策の推進について（依命通達）」（令和３年３月12日付け警察庁乙生発第３号、乙官発第５号、乙刑発第３号、乙交発第３号、乙備発第３号、乙情発第３号）により現在推進中の総合対策を継続することとされたところであるが、各都道府県警察に対し、推進上の留意事項として、

○　商店街、商工会議所、商工会、地域住民等（以下「商店街等」という。）や自治体に対して、繁華街・歓楽街をめぐる犯罪の発生状況等を説明して、問題意識を共有した上で、繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた取組への参画と主体的な取組の推進を促すこと。

○　客引きやスカウト行為、客引き等を受けて入店した客からの不当な料金の取立て等の迷惑行為に対し、法令を多角的に適用した積極的な取締りを実施するとともに、商店街等や自治体との協働を図り、迷惑行為の防止のための広報啓発活動等を推進すること。

○　違法駐車が常態化して交通渋滞を悪化させるなど、道路交通の安全と円滑に支障を及ぼしている地域においては、商店街等、自治体及び関係機関と連携してハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進すること。

○　街の活性化を図るために道路上で開催されるイベント等に伴う道路使用許可について、イベント等の実施主体から十分な時間的余裕を持って事前相談が行われるよう周知するとともに、事前相談に対して、協議会の活用を含め、商店街等、自治体、道路利用者等の合意形成が円滑になされるよう必要な助言、情報提供等を行うなど、イベント等の社会的な意義を踏まえ、道路使用許可手続が円滑に行われるよう配意すること。

○　取締りにより生じた空きビル・空き店舗等への暴力団事務所の設定、違法風俗店等の入居等の阻止等を推進するため、宅地建物取引業者、ビル・マンションオーナー等に対して排除等の措置を指導するとともに、取締りにより生じた空きビ

ル・空き店舗等に速やかに適正な用途の入居等が行われるよう商店街等や自治体による対策を促すこと。

○　風俗営業等の接客従業者の中に人身取引被害者や福祉犯の被害少年が潜在している可能性について十分配慮し、これら被害者の認知・把握に努めること。

○　犯罪組織の取締りに当たっては、組織や資金獲得活動の実態の解明を徹底すること。

○　外国人の来訪状況等を踏まえ、繁華街・歓楽街の安全・安心に係る情報を来日外国人に対しても積極的に発信するなどの対応を図ること。

○　新型コロナウイルス感染症がもたらす社会の変化に伴う治安情勢に応じた必要な対策を講じるため、繁華街・歓楽街における治安情勢の変化に関する実態把握等の推進等により適切な対応を図ること。

等を示し、繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた効果的な諸対策の推進を指示した。